

生徒指導規程

福山市立箕島小学校

第1章 『総則』

【目的】

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 『学校生活に関すること』

【登下校等】

第2条 安全に気をつけ、ルールやマナーを守って登下校する。

- 1 登校 午前8時から8時20分間に登校班で登校する。
- 2 下校 下校予定時刻を守って班で下校する。
- 3 登下校は、原則徒歩とし、交通ルールを守り、安全のため決められた通学路を通る。
- 4 下校後は校舎内に入らない。忘れ物等の際は、職員室に寄り要件を伝える。
- 5 欠席・遅刻・早退をする場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

第3条 【身だしなみ】

「学校は学習の場である」このことから、頭髪や服装などの身だしなみを整えることで、精神的にも落ち着き学校生活で学ぶべきことに力を注ぐことができるようにする。

- 1 服装 服装は別に定める「生活のきまり」の制服を着用する。
- 2 頭髪 特別な髪形は禁止。染色・脱色、小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、改善指導を行う。
女子 長い場合は、黒または紺の飾りのないゴムで留める。髪留めやゴムは、安全で華美にならないものとする。
- 3 装飾 ピアス・ネックレス、ミサンガなどの装身具、口紅、マニキュアなどの装飾は禁止する。

第4条 【持ち物】

学習に必要なもの、お金、携帯電話等は学校に持ってこない。

不要物を現認した時は、特別な指導を行う場合もある。

- 1 学習に関する持ち物は、「生活のきまり」に則る。
- 2 持ち物には、学年、名前を必ず書く。
- 3 不要物を現認した時は、学校で預かり保護者に返却する。

第3章 『校外生活に関すること』

この章は、基本的には学校と家庭が（場合によっては関係諸機関と）連携・協力して指導する内容であるが、保護者責任の観点を踏まえ記載するものである。

なお、場合によっては特別な指導や関係諸機関との連携を行うこともある。

第5条 【家庭での生活】

誠之中学校区で小中が共通して取り組む「家での5つのめあて」に則る。

- 1 基本的生活習慣を身につける。
 - (1) 早寝・早起き・朝ご飯の習慣をつける。
 - (2) あいさつをする。
 - (3) 時間を守る。

- 2 学習習慣を身につける。
 - (1) 毎日家庭学習をする。
 - (2) 前日に次の日の準備をする。
- 3 外出の際は目的・場所・同行者・帰宅時間などを聞く。
- 4 夜間の無用な外出は家出・無断外泊・深夜徘徊などにつながることもあるための夜間の無用な外出は許可しない。

第6条【関係機関への通告】

法律の定めにより児童虐待や育児放棄が疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章『特別な指導に関すること』

第7条【特別な指導の目的】

自らの問題行動を反省し、より充実した学校生活を送るために、通常の教育活動では十分な効果が得られないと学校が判断した場合に特別な指導を行う。

第8条【特別な指導の対象】

- 1 法令・法規に違反する行為
 - (1) 暴力行為（対教師・対児童）
 - (2) 喫煙、飲酒
 - (3) 窃盗・万引き
 - (4) 建造物・器物破損行為
 - (5) 火気の使用
 - (6) その他法令・法規に違反する行為
- 2 本校が定める事象
 - (1) いじめの加害者
 - (2) 著しい授業妨害
 - (3) 著しい服装・頭髪違反
 - (4) 携帯電話、お菓子等の不要物の持ち込み
 - (5) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言など

第9条【特別な指導の指導形態】

- 1 特別な指導は、複数の教職員で問題行動の事実確認をした後、保護者に指導内容期間等説明を経て、学校長の指示により行う。
- 2 特別な指導は、別室にて行い、その後保護者との連携を毎日実施する。
- 3 特別な指導は、複数の教職員であたり、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。
- 4 特別な指導は、関係機関との連携により行う場合もある。

付則 その他各家庭に配布した「生活のきまり」に則る。

この規程は、2012年（平成24年）4月より施行する。